

提案書作成要領

1 提案書として提出する資料の種類

本業務に係る提案書一式は、以下のとおりとする。また、提案書の作成にあたっては、入札説明書も併せて確認すること。

- (1) 技術提案書（任意様式，紙媒体で正本1部，副本12部，CD-R等電子媒体で2部）
- (2) 機能要件一覧（必須項目），機能要件一覧（加点項目），移行データ一覧
（仕様書別紙参照，紙媒体で正本1部，副本12部，CD-R等電子媒体で2部）
- (3) 運用保守経費見積書（別紙様式11号，紙媒体で1部提出すること。）
運用保守積算内訳書（別紙様式13号，紙媒体で1部提出すること。）
- (4) 納入予定ハードウェア一覧表
（別紙様式14号，部数・媒体は技術提案書と同様とする。）

納入予定ソフトウェア一覧表

（別紙様式15号，部数・媒体は技術提案書と同様とする。）

- (5) 付属資料（任意様式，必要に応じ作成し添付すること。部数・媒体は技術提案書と同様とする。）

※電子媒体については，技術提案書，機能要件一覧（必須項目），機能要件一覧（加点項目），移行データ一覧，納入予定ソフトウェア一覧表，納入予定ハードウェア一覧表及び付属資料を共通の媒体に記録しても良い。（この場合，全体で2部提出すること。）

2 一般的な留意事項について

- (1) A4サイズ両面横書き，上綴じ，50ページ以内（表紙，目次を除く。各ページに通し番号を記載すること。）でカラー印刷も可とする。
- (2) 機能要件一覧（必須項目）は，機能要件に対する実現度を評価するので，応札欄に下表の記号（○，×）を記入すること。ただし，機能要件一覧（必須項目）は，×が一つでもある場合，失格とする。（A4サイズ 両面縦書き，左横綴じ）
機能要件一覧（加点項目）は，機能要件に対する実現度を評価するので，応札欄に下表の記号（○，●，×）を記入すること。（A4サイズ 両面縦書き，左横綴じ）

記号	回答内容（対応方法）
○	標準機能（パッケージ）として満たしている。
●	カスタマイズにて、稼働までに実現することができる。
×	満たすことができない。（記載なしは × とみなす。）

- (3) 納入予定ハードウェア一覧表は，本委託に含まれるシステムを構成する予定のすべてのハードウェア（サーバ，パソコン，モニタ，プリンタ等）について，第三次医療情報システム要求仕様書に記載するハードウェア基本要件を勘案し，これらの一般名，商品名，メーカー名，型式，数量，機能・性能等を記入すること。

- (4) 納入予定ソフトウェア一覧表は、本委託に含まれるシステムを構成する予定のすべてのソフトウェアについて、第三次医療情報システム要求仕様書に記載するソフトウェア要件を勘案し、これらの一般名及び商品名、メーカー名、ライセンス数、機能等を記入すること。
- (5) 技術提案書は、第三次医療情報システム構築業務 提案依頼書の評価項目および提案依頼項目の順番に従って記述すること。
- (6) 技術提案書の副本（付属資料も含む。）には、技術提案書等を提出する入札参加者が識別できるような文言（社名、実績等）は、原則として記載しないこと。なお、説明上やむを得ない場合にあっては記載を認めるが、当該記載箇所を明記した書面を添付し、提出の際に報告すること。ただし、正本については、入札参加者が識別できるような文言を記載しても構わないので、表紙への社名の表示、実績等の説明における実名表示、開発体制等の説明における法人名及び組織並びに職氏名の表示などを必要に応じて記載すること。
- (7) 技術提案書等の作成に関する一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- (8) 提出期限：平成31年2月19日（火）午後3時まで
提出先：宮城県立こども病院 事務部 経営企画課
- (9) 技術提案書等の提出期限後の差替え等は認めないので注意すること。

3 基準価格について

- (1) 価格に関する評価点は、入札価格及び見積価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において生じた端数は切捨てる。
 - イ) 構築価格評価＝構築価格点の配分点
$$\times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{最低入札価格})$$
 - ロ) 運用保守価格評価＝運用保守価格点の配分点
$$\times (\text{運用保守評価基準額} - \text{運用保守経費}) / (\text{運用保守評価基準額} - \text{最低運用保守経費})$$
- (2) 運用保守経費及び運用保守評価基準額は、以下のように定義する。
 - イ 運用保守経費は、調達仕様書及び評価基準調書に基づき、提案書作成要領別紙様式11号に記載された運用保守経費見積額とする。
 - ロ 運用保守評価基準額は、価格評価点を求めるために宮城県立こども病院が設定したものとする。（契約を予定した額ではない。）
 - ハ 価格評価点算出に使用する各経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を使用する。
 - ニ 入札価格及び提案された運用保守経費について、予定価格及び運用保守評価基準額を超過している場合は、要件を満たさない提案として、失格とする。
 - ホ 運用保守経費は、仕様書に定める運用及び保守に係る費用を記入すること。

運用及び保守の期間は、平成32年度から平成36年度までの総費用を算出すること。

へ 最低運用保守経費とは、提出された運用保守経費の最低価格とする。

(3) 「予定価格」及び「運用保守評価基準額」の具体的な値は、以下のとおりとする。

イ 予定価格：652,777,000円（税抜）

ロ 運用保守評価基準額：230,999,000円（税抜）